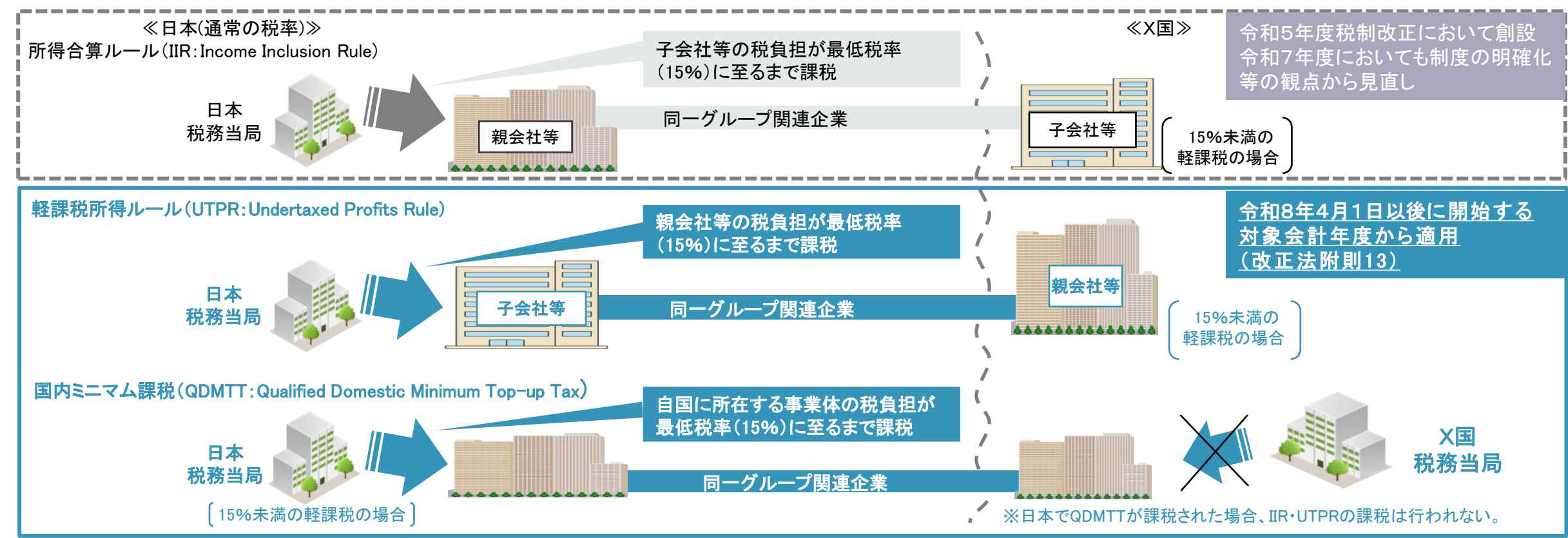


8 グローバル・ミニマム課税への対応

グローバル・ミニマム課税への対応

- ・ グローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象とし、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みとされています。
- ・ 日本においては、国際的な合意に沿って、以下の3つのルールを導入する方向で検討され、令和7年度税制改正では、**軽課税所得ルール**(各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税)及び**国内ミニマム課税**(各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税)に係る法制化が行われました(※)(法82の11～82の26等)。



※ 各制度の概要については、「グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし(2)(令和7年4月)」をご参照ください。